

第25号

## 新風会だより

発行：平成30年8月31日

いそざき陽輔新風会

大分市長浜町2-12-10

TEL 097(535)8260

<http://isozaki-office.jp/>

対談



## 「憲法改正について」

DIALOGUE



聞き手 阿南由美子

参議院議員 磯崎陽輔

## 今なぜ憲法改正なのか

**阿南** 昨年安倍総裁が、2020年に憲法改正を目標にすると言ってから憲法改正の機運が盛り上がってきたように感じます。今年3月に自民党が4項目からなる「憲法改正素案」を取りまとめましたが、憲法改正へ向けて国会の手続は、どのように進んでいるのでしょうか。

**磯崎** 通常国会で取り組んだのは憲法改正手続法、いわゆる国民投票法の一部改正です。郵便投票の拡大などについて提案をしているのですが、遅々として進んでいません。これが一段落したら、憲法改正の中身の議論を衆参の憲法審査会で始めたいのですが、野党の一部がテーブルに着かず、残念ながら、まだ具体的な話には至っていないというのが現状です。

**阿南** 安倍総裁になってから「憲法改正」という言葉をよく耳にするようになってきたように感じます。基本的な質問ですが、自民党は憲法改正を結党以来の党是としているようですが、これはどういう意味なのでしょうか。憲法改正に対する自民党の基本的なスタンスを教えてください。

**磯崎** 安倍総裁になって憲法改正議論が活発になったのは、国会の構成が変わってきたからです。憲法改正の発議には衆議院で3分の2、参議院で3分の2の賛成が必要ですが、これまで、これはなかなか容易なことではありませんでした。しかし、最近の国政選挙を経て、必ずしも不可能ではない状況になってきたことが大きいと思います。

自民党は、結党時から自主憲法制定を党是としてきました。日本国憲法の案は、敗戦後の占領期間中に、僅か8日間で作られたGHQ(連合軍総司令部)のドラフトを基に策定されたものです。自民党は、結党の際に、やはり日本人の手による憲法を制定すべきであるとして、それを党是としました。

しかし、最近では、70年以上なじんできた憲法なので、今更押し付け憲法論は採っていません。一方で、70年も経ったのだから、現憲法が今の時代にそぐわないものになってきている部分もあるという意見が大勢を占めてきました。ですから、最近、自主憲法制定とは言わず、「憲法改正が党是である。」という言い方になってきました。その方が、国民の皆様のご理解を得られるのではないかと考えています。

**阿南** 磯崎議員は、野党時代に、自民党の「憲法改正草案」を執筆したと聞いています。草案は憲法の全部改正に近いものでしたが、素案はわずか4項目となっています。今回取りまとめられた「素案」と「草案」では具体的に何が違うのでしょうか。

**磯崎** 「憲法改正草案」は、野党時代に、現行憲法を全面的に見直し、自民党が目指す憲法像がどのようなのかを国民に示すために作ったものです。つまり、自民党が目指す憲法の在るべき姿です。そういう意味で、草案は、今では歴史的な文書となっています。

それに対して、今回の素案、いわゆる「たたき台素案」は、現実の憲法改正にどう臨むのかという観点から作られたものです。つまり、実際の憲法改正となると、できるだけ多くの政党、多くの国民から御理解を頂かなければなりませんから、自民党の憲法改正草案をそのまま案として持ち込むことはできません。素案は、現実に改正できそうな所、あるいは緊急性が高い所がどこかという視点からかなり絞り込んだものになっています。他の政党と協議をする際のたたき台というわけです。草案のエッセンスは残

っていますが、そういう意味で「素案」と「草案」は全く異なるものです。

## 憲法改正「素案」の内容

**阿南** では、「素案」の個別の内容についてお聞きしますが、憲法第9条全体は維持した上で、次に1条を設け、憲法上に自衛隊を位置付けると聞いていますが、どういう意義があるのでしょうか。



**磯崎** 憲法というやはり九条を思い浮かべる方が多いと思いますが、第1回目の憲法改正で着手すべきかどうかについては、党内でもかなり議論を重ねてきました。そうした中で、安倍総裁の「憲法九条を改正しないわけにはいかないのではないか。」という発言を契機として、国民の9割以上が支持している自衛隊の存在が違憲であるという議論に終止符を打つべきではないかということで意見がまとまりました。

国連憲章にも規定されているように、どの国も、自衛権を保持しています。その中で、自分の国の自衛権について、法律で制限することはあっても、憲法でそれを制限したのは、世界の中でも日本国憲法だけです。しかし、「必要最小限度の自衛権しか行使できない。」という政府解釈は、平和主義を基調とする我が国にとって大切にしてきた解釈でもあります。ですから、その解釈は変えないままに、自衛隊の保持を憲法上位置付けることが、今回の憲法九条改正の重要な意義となっています。

**阿南** そういった意味で、戦力の不保持等を定めた憲法9条2項を削除するかどうかで、自民党内で大議論があったということなのですね。

**磯崎** 9条2項は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しています。「戦力の不保持と交戦権の否認」と言われています。自衛隊を創設した時から「自衛隊は、必要最小限度の自衛のための組織であって、戦力ではなく、実力組織である。」という解釈をしてきたわけですが、苦しい解釈ですが、9条1項と2項の全体を通して「必要最小限度の自衛権」という政府解釈になるわけですから、2項を削ればその解釈は成り立たなくなります。そこで、その解釈を維持するため9条には一切変更を加えずに、次条を設け、自衛隊の保持について規定を置くこととしたのです。

**阿南** 素案の中には第73条に「緊急事態条項」も盛り込まれていますが、これは何を想定して規定されているのでしょうか。

**磯崎** 「緊急事態条項」というのは、有事や大災害などの緊急事態に法律を制定したりする時間がない場合な

ど一刻の猶予も許されない場合に、行政府である内閣に、その間に限り、一定の権限を与えるものです。

その中の「緊急政令」は、現行法、例えば災害対策基本法や国民保護法などにもある仕組みであり、モラトリアム(緊急時における債務の取立ての免除)などが法律に規定されています。ただし、緊急政令は、国会の閉会中にしか制定できないことになっています。これを国会開会中であっても制定できるようにするためには、憲法の規定が必要です。



緊急事態においてあらかじめどのように対応するかを憲法に定めておくことによって、緊急事態においても憲法を守り抜くのです。

もう一つは、国会議員の任期の延長です。東日本大震災の時は、国政選挙はなかったのですが、統一地方選挙はありました。選挙ができるような状況にはなかったため、やむを得ず地方議員の任期を法律で延長しました。地方議員の任期は地方自治法という法律で定まっているので、それができたのです。しかし、国会議員の任期は憲法で定まっているので、その延長は、憲法で定めなければなりません。そこで、緊急事態条項の中に「国会議員の任期延長」を規定しました。

**阿南** 参議院選挙区の合区解消のための規定も盛り込まれると聞いていますが、どうしてそういう規定が憲法に必要なのでしょうか。また、地方自治の章で、新たに「基礎的な地方公共団体」や「広域の地方公共団体」の規定が設けられていますが、どういう目的なのでしょう。

**磯崎** 御存じのとおり「一票の較差の是正」ということが求められていて、前回の参議院議員選挙では、鳥取県と島根県、徳島県と高知県を合区しました。合区となった県民の皆様は、大変落胆されています。最高裁判所は憲法14条の「法の下での平等」の規定に基づいて一票の較差の是正を求めているので、これに対抗するには憲法改正しかありません。憲法で各都道府県から最低1名は参議院議員を選出できると規定すれば、違憲の問題は生じません。

その際、憲法には「都道府県」という概念がないので、地方自治の章において「基礎的な地方公共団体」と「広域の地方公共団体」を置くことを規定し、後者に都道府県が該当することとしたのです。これには、二段階式の地方自治を保障するという意義もあります。

**阿南** 教育の充実の規定は、維新の会が求めていた「幼児教育から大学までの教育の無償化」とは、随分異なった規定となっていますが、どういう経緯があっ

たのでしょうか。

**磯崎** 維新の会は、「教育の無償化」を憲法に規定するよう強く訴えています。自民党では、大学までの無償化ということよりも、経済的な理由で高校や大学進学を断念せざるを得ないような状況をなくすことを規定した方がいいのではないかという意見が大勢を占めました。そこで、維新の会の案も参考にした上で今回の規定となりました。今後も、維新の会と十分に調整していきたいと思っています。

### 憲法改正へ向けて

**阿南** 野党の皆さんはよく「立憲主義」ということを言いますが、どういう意味なのでしょう。今回の自民党の「素案」は、立憲主義に沿うものなのでしょうか。



**磯崎** 「法律は国民を支配するものであって、憲法は国民が権力を支配するためのものだ。」と、野党は、主張しています。必ずしも間違いではないのですが、御承知のとおり日本国憲法には国民の三大義務として「納税の義務、勤労の義務、子供に教育を受けさせる義務」が規定されています。このように国民の義務も規定されているわけですから、憲法の全体が野党の言うような構造にあるわけではなく、主張は憲法の一面を述べたに過ぎません。

立憲主義というのは、憲法が守られるようにするという当たり前のことなのです。例えば、先ほど言いましたが、緊急事態だから憲法に規定されていない特例を認めるなどということになれば、これは立憲主義ではなくなるわけです。憲法がきちんと守られるような状況を作ることが立憲主義であり、その時代に即した憲法を作り、それを国民の生活に根付かせることが必要です。時代の状況に合わせた憲法改正は、正に立憲主義に沿うものです。

**阿南** 安倍総裁が、2020年に憲法改正を目指すと言っていました。実際には、なかなか難しいのではないかと気もしますが、今後の憲法改正の見通しはどのようなのでしょうか。憲法改正手続も含めて教えてく

ださい。あわせて、憲法改正へ向けての意気込みもお願いします。

**磯崎** 以前安倍総裁が「2020年を目指す」と発言しましたが、現在では期限を設けて考えてははいないと思います。来年は天皇陛下の御退位と御即位があり、そういう日程も考慮しなくてはなりません。国民投票法の改正の審議が終われば、憲法審査会で憲法改正の中身の議論も始めてほしいと思います。

年内の国会発議は、難しいかもしれません。仮に来年発議できれば、国民投票まで長くて6か月もの議論が始まります。憲法改正運動は、原則誰が、どこで、何をやってもいいのです。公務員も、運動できます。テレビ、ラジオ、新聞も自由に報道し、憲法改正について賛成反対の議論が規制なくできます。そういう長い期間を経て、国民投票となるわけです。なお、国民投票は、改正項目ごとに行うので、複数回投票となる見込みです。

日本国憲法は、一度も改正されていません。現在の憲法は、明治憲法(大日本帝国憲法)の改正という法形式であり、天皇陛下の裁可により制定されたことになっています。ですから、国民自らの判断で憲法の条項を考えていくというのは、非常に大切なことだと思います。是非とも近い将来、国民の皆様へ憲法改正を経験していただきたい。そのためには、それに応え得るような憲法改正原案を国会でしっかりと作り、国民の皆様を判断を仰げるよう努力していきたいと思っています。

**阿南** 憲法改正について分かりやすい御説明、ありがとうございました。憲法改正の実現に向けて、がんばってください。



あなみ ゆみこ 氏 プロフィール

昭和39年 日出町生まれ  
 (株)光建エンジニアリング 専務取締役

ホームページで、活動記録を御覧いただけます。

<http://isozaki-office.jp/>

携帯サイトは、右のQRコードからアクセスしてください。メルマガ会員も、募集しています。



# 新風会ひろば



国政報告会でガンバロー三唱



築地市場 大分産のブリの前で



中津市耶馬溪町で土砂災害現場を視察



硫黄山噴火に伴う農業被害調査



農林水産省緊急自然災害対策本部で



ふれあい対話集会

## 自民党員となって、礪崎陽輔を支えてください。

自民党では、現在、党員獲得運動を行っています。議員ごとに党員獲得目標が定められ、当支部は、1,000人とされています。

つきましては、礪崎陽輔が支部長を務める自民党参議院選挙区第一支部の党員となっただき、礪崎陽輔の活動を支援していただくようお願いします。

また、既に党員になっていらっしゃる方も、是非とも御家族も党員となられるよう御協力をお願いします。

## ◇ 党員資格 ◇

- 1 党の綱領、主義、政策等に賛同される方
  - 2 満18歳以上で日本国籍を有する方
  - 3 他の政党の党籍を持たない方
- 一般党員 党費年額 4,000円  
 家族党員 党費年額 2,000円

※申込書を送付させていただきますので、事務所まで御連絡ください。